【福島県理学療法学投稿規定】

1. 目的

本誌は福島県理学療法士会における、理学療法及びその関連領域における実践報告と研究発表の場を提供することを主な目的とする。

2. 記事の種類

①研究論文（原著）
②症例研究：シングルケースデザインを用いた単一症例での研究論文
③症例報告や実践報告
④短報：研究速報・略報として簡潔に記載された短い研究論文

3. 投稿者の資格

筆頭執筆者は福島県理学療法士会に所属し、会費を納めているもの。

4. 著作権

掲載された論文は一般社団法人福島県理学療法士会に属する。またオンライン公開される。

5. 研究倫理

①臨床研究はヘルシンキ宣言に、動物実験は医学生物学的研究に関する国際指針の勧告の主旨にそったものとする。
②対象者の保護には十分留意し、説明と同意などの倫理的な配慮に関する記述を必ず行うこと。
③原則として厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」などの医学研究に関する指針に従うこと。
④倫理審査を受けて承認されている場合は承認番号を記載すること。さらに動物実験系の論文の場合は、必ず倫理審査委員会等の承認番号を記述すること。
⑤研究目的（診療上の必要性以外）の放射線被ばくや採血などの身体的侵襲が必要な場合は必ず倫理審査委員会の承認を得ていること。

6. 利益相反

利益相反（コンサルタント料、株式所有、寄付金、特許など）の可能性がある場合は、本文中に記載してください。なお、利益相反に関しては、日本理学療法士学会が定める「利益相反の開示に関する基準」を遵守すること。

7. 投稿原稿の条件

他誌に発表、または投稿中の原稿ではないこと。本規定および執筆規定に従って作成すること。

8. 原稿の査読

本誌における査読制度は、会員の学術活動発展を目指した教育的な観点に重点をおくことを基本とし、査読回数は2回とする。

9. 原稿の採択

原稿の採否は複数の査読者の意見を参考に編集委員会において決定する。査読の結果、編集方針に従って原稿の修正を求めることがある。また、編集委員会の責任において字句の訂正を行うことがある。

10. 校正

著者校正は原則として1回とし、文章および図表の変更は原則として認めない。

11. 原稿の送付方法及び連絡先

①投稿原稿は表紙頁と論文をwordにまとめて、下記のE-mailアドレスに提出すること。
②表紙頁の記載は【執筆規定】を確認し作成すること。

【連絡先及び提出先】

福島県理学療法士会　学会部　学会誌編集委員
E-mail：f_rigakuryouhougaku@yahoo.co.jp

Presented by Medical*Online